

- 令和4年の改正沖縄振興特別措置法に設けられた**5年以内の見直し規定**を踏まえ、**総合部会専門委員会を設置の上**、同法の施行状況について検討し、法施行から5年目にあたる令和8年度中に沖縄振興審議会として一定の結論を得ることを予定。

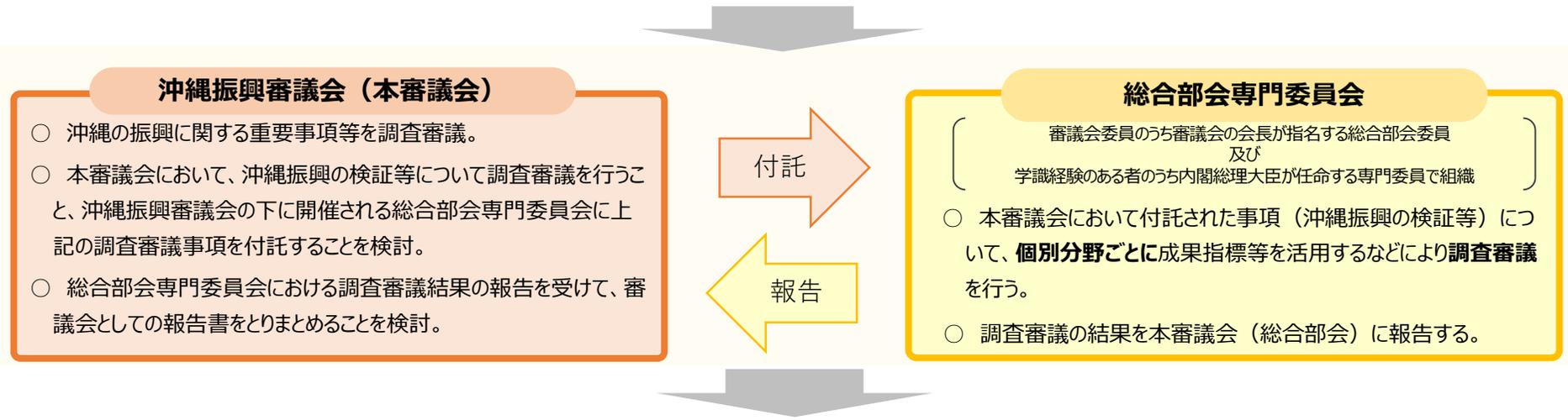
沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）

【附則第二条（抄）】

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第四条の規定による沖縄振興計画に基づく事業又は事務に対する特別の措置の適用の状況その他の新沖振法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

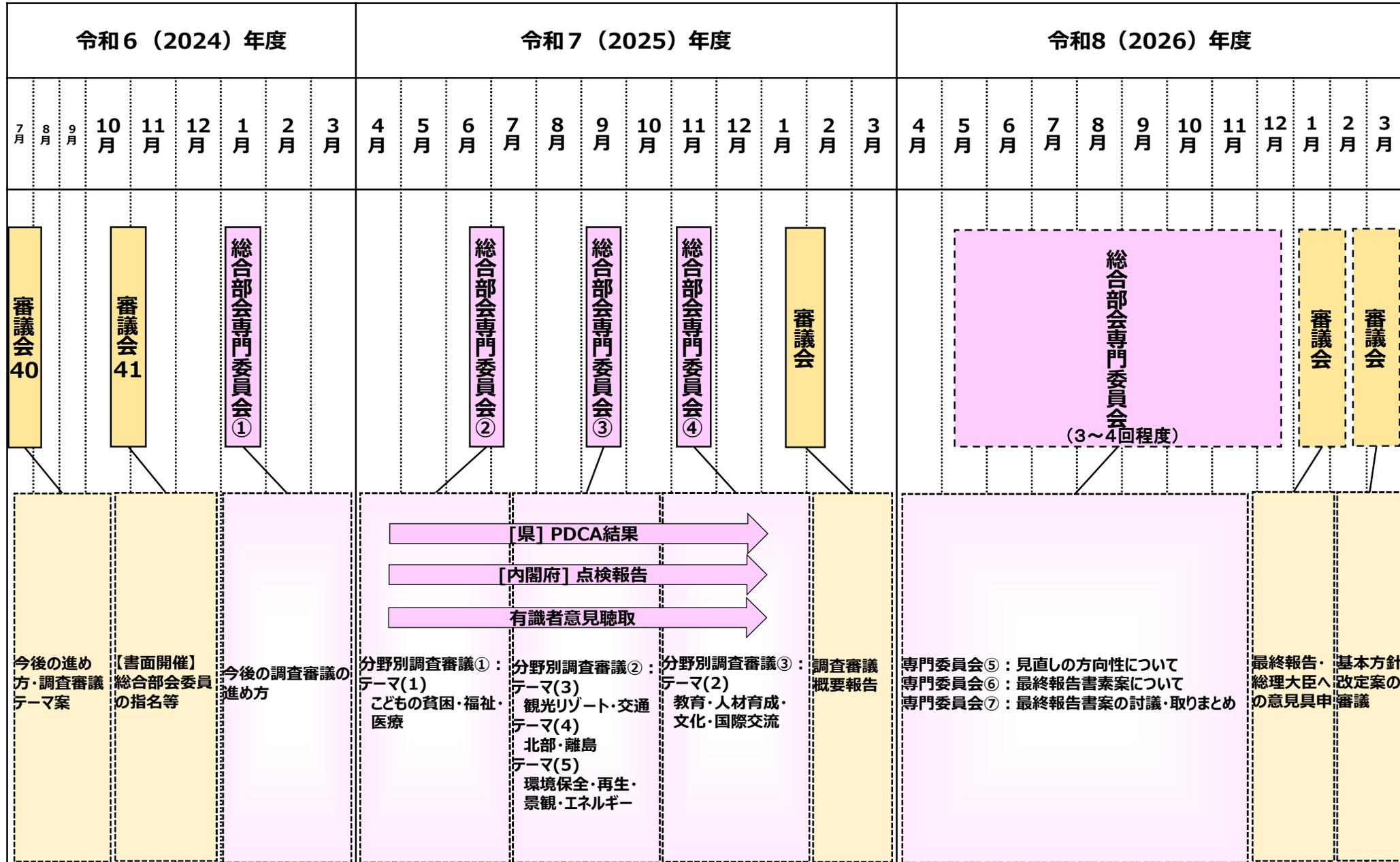
【衆・沖縄及び北方問題に関する特別委員会 附帯決議（抄）】

五 沖縄振興特別措置法の施行後5年以内の見直しについては、法の期限が10年間延長されることを踏まえ、計画期間全体を通じた取組を念頭に置いて設定される施策の成果指標等について適切に評価すること。



上記の見直し規定を踏まえ、令和8年度中に沖縄振興審議会としての一定の結論を得る。

今後の総合部会専門委員会の調査審議の進め方



※上記予定については状況に応じ変更がありうる。